

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町情報公開条例 平成18年 3 月20日条例第10号 目次 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条） 第 2 章 公文書の公開（第 5 条—第15条） 第 3 章 救済の手続（第16条—<u>第28条</u>） 第 4 章 雑則（<u>第29条—第33条</u>） 附則 （略） （公文書の公開の決定等） 第12条 （略） 2～4 （略） 5 実施機関は、第 1 項に規定する決定を行う場合において、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、当該第三者が意見を述べる機会を与えることができる。 6 <u>実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第 6 条第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</u> 7 <u>実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならな</u>	○四万十町情報公開条例 平成18年 3 月20日条例第10号 目次 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条） 第 2 章 公文書の公開（第 5 条—第15条） 第 3 章 救済の手続（第16条・<u>第17条</u>） 第 4 章 雑則（<u>第18条—第22条</u>） 附則 （略） （公文書の公開の決定等） 第12条 （略） 2～4 （略） 5 実施機関は、第 1 項に規定する決定を行う場合において、当該決定に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、当該第三者が意見を述べる機会を与えることができる。

改正後	改正前
<u>い。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに当該反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。</u> (略) 第3章 救済の手続 <u>(審査請求)</u>	(略) 第3章 救済の手続 <u>(不服申立てがあった場合の手続)</u>
第16条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</u> (審査会への諮問等)	第16条 実施機関は、第10条及び第12条第1項に規定する決定について、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが明らかに不適法であるときを除き、不服申立てを受理した日から起算して15日以内に四万十町情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。</u> 2 実施機関は、審査会から答申があった場合は、当該不服申立てについて<u>答申があった日から起算して7日以内に決定し、不服申立人等にその旨を通知しなければならない。</u>
第17条 前条に規定する審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査請求のあった日から起算して15日以内に四万十町情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。 <u>(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合</u> <u>(2) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について、反対意見書が提出されている場合を除く。）</u> 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。 <u>(諮問をした旨等の通知)</u>	

改正後	改正前
第18条 前条第1項に規定する諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、<u>諮問をした旨を通知しなければならない。</u> (1) <u>審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）</u> (2) <u>開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u> (3) <u>当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u> 2 <u>実施機関は、審査会から答申があった場合は、当該審査請求について答申があった日から起算して7日以内に裁決し、審査請求人及び参加人にその旨を通知しなければならない。</u> <u>（第三者からの審査請求を棄却する場合における手続）</u> 第19条 第12条第7項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 (1) <u>開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</u> (2) <u>審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</u> （審査会） 第20条 第17条に規定する実施機関の諮問に応じて<u>調査審議</u>するため、審査会を置く。 2 審査会は、前項の規定による諮問があったときは、迅速な調査審議及び<u>答申に努めなければならない。</u> 3 審査会は、<u>第1項</u>に規定する審査のほか、情報公開制度に関する重要な事項について審議し、実施機関に意見を申し出ることができる。 4 （略）	（審査会） 第17条 <u>前条</u>に規定する実施機関の諮問に応じて<u>審査</u>するため、審査会を置く。 2 審査会は、<u>前項</u>に規定する審査のほか、情報公開制度に関する重要な事項について審議し、実施機関に意見を申し出ることができる。 3 （略）

改正後	改正前
5 (略)	4 (略)
6 (略)	5 (略)
	6 審査会は、審議を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、関係実施機関の職員その他関係人に対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	7 審査会は、前条第1項の規定により諮問があったときは、当該諮問があった日から起算して60日以内に答申するものとする。
8 第17条第1項の規定による諮問に応じて、審査会が調査審議する会議は、非公開とする。	8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
(審査会の調査権限)	9 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
第21条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開を求めることができない。	
2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。	
3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。	
4 第1項及び前項に規定するもののほか、審査会は、前条第1項及び第3項に規定する調査審議のため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。	
(意見の陳述等)	
第22条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会	

改正後	改正前
<u>がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> 2 <u>前項本文の場合においては、審査請求人等は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</u> <u>(意見書等の提出)</u> 第23条 <u>審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</u> <u>(委員による調査手続)</u> 第24条 <u>審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第21条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第22条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。</u> <u>(提出資料の写しの送付等)</u> 第25条 <u>審査会は、第21条第3項若しくは第4項又は第23条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</u> 2 <u>審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方式により表示したもの）の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</u> 3 <u>審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧を</u>	

改正後	改正前
<u>させようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。 <u>(調査審議手続の非公開)</u> 第26条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。 <u>(答申書の送付)</u> 第27条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。 <u>(規則への委任)</u> 第28条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 第4章 雑則 (他の制度との調整) 第29条 (略) (総合的情報提供施策の充実) 第30条 (略) (文書検索目録等の作成等) 第31条 (略) (実施状況の公表) 第32条 (略) (委任) 第33条 (略)	第4章 雑則 (他の制度との調整) 第18条 (略) (総合的情報提供施策の充実) 第19条 (略) (文書検索目録等の作成等) 第20条 (略) (実施状況の公表) 第21条 (略) (委任) 第22条 (略)
改正後	改正前
○四万十町個人情報保護条例 平成18年3月20日条例第11号	○四万十町個人情報保護条例 平成18年3月20日条例第11号

改正後	改正前
目次 (略) 第3章 <u>審査請求</u> (第34条—第45条) 第4章 <u>雑則</u> (第46条—第51条) 第5章 <u>罰則</u> (第52条—第55条) 附則 (略) 第3章 <u>審査請求</u> <u>(審査請求)</u> 第34条 <u>開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。</u> <u>(審査会への諮問等)</u> 第35条 <u>前条に規定する審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審査会に諮問しなければならない。</u> (1) <u>審査請求が不適法であり、却下する場合</u> (2) <u>裁決で、開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第37条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する場合（当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されている場合を除く。）</u> (3) <u>裁決で、訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を訂正する場合</u> (4) <u>裁決で、利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る</u>	目次 (略) 第3章 <u>不服申立て</u> (第34条—第42条) 第4章 <u>雑則</u> (第43条—第48条) 第5章 <u>罰則</u> (第49条—第52条) 附則 (略) 第3章 <u>不服申立て</u> <u>(不服申立て)</u> 第34条 <u>開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、速やかに、審査会に諮問しなければならない。</u> (1) <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u> (2) <u>決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第36条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示するとき。ただし、当該開示決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。</u> (3) <u>決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求に係る個人情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を訂正するとき。</u> (4) <u>決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求に係る個人情報の全部を利用停止する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更</u>

改正後	改正前
<u>保有個人情報</u>の全部を利用停止する場合 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。 3 実施機関は、<u>第1項</u>の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>をしなければならない。 (諮問をした旨の通知) 第36条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) <u>審査請求人</u>及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。） (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が<u>審査請求人</u>又は参加人であるときを除く。） (3) 当該<u>審査請求</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人であるときを除く。） (第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続) 第37条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。 (1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決</u> (2) <u>審査請求</u>に係る開示決定等を変更し、当該<u>審査請求</u>に係る<u>保有個人情報</u>を<u>開示する旨の裁決</u>（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。） (審査会) 第38条 <u>第35条</u>に規定する実施機関の諮問に応じて<u>調査審査</u>するため、審査会を置く。 2～7（略）	し、当該<u>不服申立て</u>に係る個人情報の全部を利用停止するとき。 2 実施機関は、<u>前項</u>の諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該<u>不服申立て</u>に対する<u>決定</u>をしなければならない。 (諮問をした旨の通知) 第35条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) <u>不服申立人</u>及び参加人 (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が<u>不服申立人</u>又は参加人であるときを除く。） (3) 当該<u>不服申立て</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>不服申立人</u>又は参加人であるときを除く。） (第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続) 第36条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定</u>をする場合について準用する。 (1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定</u> (2) <u>不服申立て</u>に係る開示決定等を変更し、当該<u>開示決定</u>に係る<u>個人情報</u>を<u>開示する旨の決定</u>（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。） (審査会) 第37条 <u>第34条</u>に規定する実施機関の諮問に応じて<u>審査</u>するため、審査会を置く。 2～7（略）

改正後	改正前
(審査会の調査権限) 第39条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報の開示を求めることはできない。 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>審査請求</u>に係る事件に関し、<u>審査請求人</u>、参加人又は諮問実施機関（以下「<u>審査請求人等</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。 (意見の陳述) 第40条 審査会は、<u>審査請求人等</u>から申立てがあったときは、<u>当該審査請求人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 前項本文の場合においては、<u>審査請求人等</u>は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。 (意見書等の提出) 第41条 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。	(審査会の調査権限) 第38条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報の開示を求めることはできない。 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>不服申立て</u>に係る事件に関し、<u>不服申立人</u>、参加人又は諮問実施機関（以下「<u>不服申立人等</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。 (意見の陳述) 第39条 審査会は、<u>不服申立人等</u>から申立てがあったときは、<u>当該不服申立人等</u>に対し、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 前項本文の場合においては、<u>不服申立人又は参加人</u>は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。 (意見書等の提出) 第40条 <u>不服申立人等</u>は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 (提出資料等の閲覧) 第41条 不服申立人等は、審査会に対し、第38条第4項又は前条の規定によ

改正後	改正前
<u>(委員による調査手続き)</u> 第42条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第39条第1項の規定により提示された個人情報^{（一）}を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第40条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。 <u>(提出資料の写しの送付等)</u> 第43条 審査会は、第39条第3項若しくは第4項又は第41条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方式により表示したもの）の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒んではならない。 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出し	<u>り審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、閲覧を求めた当該不服申立人等以外の者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒んではならない。</u> 2 審査会は、前項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

改正後	改正前
<u>た審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> 4 <u>審査会は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。</u> <u>(調査審議手続の非公開)</u> <u>第44条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。</u> (答申書の送付等) 第45条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</u> 第4章 雑則 (苦情の処理) 第46条 (略) (実施状況の公表) 第47条 (略) (他の制度との調整) 第48条 (略) 2 (略) (事業者に対する措置) 第49条 (略) 2～4 (略) (出資法人等の個人情報保護) 第50条 (略) (委任) 第51条 (略) 第5章 罰則 第52条 (略) 第53条 (略) 第54条 (略)	(答申書の送付等) 第42条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</u> 第4章 雑則 (苦情の処理) 第43条 (略) (実施状況の公表) 第44条 (略) (他の制度との調整) 第45条 (略) 2 (略) (事業者に対する措置) 第46条 (略) 2～4 (略) (出資法人等の個人情報保護) 第47条 (略) (委任) 第48条 (略) 第5章 罰則 第49条 (略) 第50条 (略) 第51条 (略)

改正後	改正前
<u>第55条</u> (略)	<u>第52条</u> (略)

改正後	改正前
○四万十町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成18年 3 月20日 条例第22号 (略) (任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1) 職員の任免及び職員数に関する状況 (2) <u>職員の人事評価の状況</u> (3) <u>職員の給与の状況</u> (4) <u>職員の勤務時間その他の勤務の条件</u> (5) <u>職員の休業に関する状況</u> (6) <u>職員の分限及び懲戒処分</u>の状況 (7) <u>職員のサービスの状況</u> (8) <u>職員の研修の状況</u> (9) <u>職員の福祉及び利益の保護の状況</u> (10) <u>その他町長が必要と認める事項</u> (略) (高知県人事委員会の報告事項) 第5条 高知県人事委員会が前条の規定により報告する事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況 (2) 職員に対する不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況 (略)	○四万十町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成18年 3 月20日 条例第22号 (略) (任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1) 職員の任免及び職員数に関する状況 (2) 職員の給与の状況 (3) 職員の勤務時間その他の勤務の条件 (4) 職員の分限及び懲戒処分の状況 (5) 職員のサービスの状況 (6) 職員の研修<u>及び勤務成績の評定</u>の状況 (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況 (8) <u>その他町長が必要と認める事項</u> (略) (高知県人事委員会の報告事項) 第5条 高知県人事委員会が前条の規定により報告する事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況 (2) 職員に対する不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況 (略)

改正後	改正前
○四万十町一般職の職員の給与に関する条例 平成18年 3 月20日 条例第41号 (略) (期末手当) (略) 第33条 (略) 2、3 (略) 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法 <u>(平成26年法律第68号)</u> 第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 5～8 (略) (略)	○四万十町一般職の職員の給与に関する条例 平成18年 3 月20日 条例第41号 (略) (期末手当) (略) 第33条 (略) 2、3 (略) 4 一時差止処分を受けた者は、行政不服審査法 <u>(昭和37年法律第160号)</u> 第14条又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。 5～8 (略) (略)

改正後	改正前
○四万十町固定資産評価審査委員会条例 平成18年 3 月20日 条例第55号 (略) 第3章 審査の申出 (審査の申出) 第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出してしなければならない。 2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所 (2) 審査の申出に係る処分の内容 (3) 審査の申出の趣旨及び理由 (4) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨	○四万十町固定資産評価審査委員会条例 平成18年 3 月20日 条例第55号 (略) 第3章 審査の申出 (審査の申出) 第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出してしなければならない。 2 審査申出書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所 (2) 審査の申出の趣旨及び理由 (3) 口頭で意見を述べることを求める場合においては、その旨

改正後	改正前
<u>(5) 審査の申出の年月日</u> 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、<u>行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。 4、5 （略） 6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、<u>書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u> （略） 第4章 審査の手続 （書面審理） 第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、町長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、<u>前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u> 3 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。 4 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを提出しなければならない。 5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを町長に送付しなければならない。 （略）	<u>(4) 審査の申出の年月日</u> 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。 4、5 （略） （略） 第4章 審査の手続 （書面審理） 第6条 委員会は、書面審理を行う場合においては、町長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。 2 委員会は、弁明書の提出があった場合においては、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付しなければならない。<u>ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</u> 3 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合においては、委員会が定めた期間内にこれを提出しなければならない。 （略）

改正後	改正前
(決定書の作成) 第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、<u>次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。</u> (1) 主文 (2) 事実の概要 (3) 審査申出人及び町長の主張の要旨 (4) 理由 2 法第433条第12項の通知は、審査申出人に対しては前項の決定書の正本をもって、町長に対してはその副本をもって、これをしなければならない。 (略)	(決定書の作成) 第11条 委員会は、審査の決定をする場合においては、決定書を作成しなければならない。 2 法第433条第12項の通知は、審査申出人に対しては前項の決定書の正本をもって、町長に対してはその副本をもって、これをしなければならない。 (略)

改正後	改正前
○四万十町手数料条例 平成18年 3 月20日 条例第57号 (趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づく手数料及び行政不服審査法（平成26年法律第68号。他の法律において準用する場合を含む。）に基づく手数料の徴収について別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。 (略) (手数料の還付) 第 5 条 徴収した手数料は、申請する事項を取り消し、又は変更しても、これを還付しない。ただし、町長（行政不服審査法第38条（同法第66条及び他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき審理員（他の法律において準用する場合にあつては、当該法律の規定により読み替えられたもの。以下同じ。）が行う提出書類等の写し等の交付にあつては審理員、同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写	○四万十町手数料条例 平成18年 3 月20日 条例第57号 (趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (略) (手数料の還付) 第 5 条 徴収した手数料は、申請する事項を取り消し、又は変更しても、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

改正後					改正前				
し等の交付にあつては当該機関。第6条第6号において同じ。)が特に必要と認める場合は、この限りでない。 (手数料の減免等)					(手数料の減免等)				
第6条 (略)					第6条 (略)				
(1) 法令の規定により、無料で <u>取扱い</u> をしなければならないもの					(1) 法令の規定により、無料で <u>取り扱い</u> をしなければならないもの				
(2)～(5) (略)					(2)～(5) (略)				
(6) 前各号に規定するもののほか、町長が特に <u>免除し、又は減額する</u> 必要があると認めるもの					(6) 前各号に規定するもののほか、町長が特に <u>免除する</u> 必要があると認めるもの				
(略)					(略)				
別表 (第2条関係)					別表 (第2条関係)				
区分	手数料の名称	単位	金額	適用	区分	手数料の名称	単位	金額	適用
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
建築・住宅	(略)	(略)	(略)	(略)	建築・住宅	(略)	(略)	(略)	(略)
	地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第7条第6項の規定に基づく証明	1通につき	200円			地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明	1通につき	200円	
介護保険	介護予防サービス計画	一件につき	4,300円	初回加算3,000円	介護保険	介護予防サービス計画	一件につき	4,120円	初回加算3,000円
行政不服審査法	行政不服審査法第38条に基づき審理員が行う提出書類等の写し等の交付	白黒1枚につき	10円	A3版以内					
		カラー1枚につき	80円						
	行政不服審査法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付	白黒1枚につき	10円	A3版以内					
		カラー1枚につき	80円						

改正後	改正前
○四万十町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例 平成18年3月20日条例第102号 (略) (賦課に対する<u>審査請求</u>) 第3条 前条の規定により賦課金の賦課を受けた者は、その賦課の算定に異議があるときは、その賦課を受けたことを知った日の翌日から起算して30日以内に町長に対して<u>審査請求</u>することができる。 2 町長は、前項の規定による<u>審査請求</u>がされたときは、同項に規定する期間満了後<u>50日以内</u>にこれを<u>裁決</u>しなければならない。 (略)	○四万十町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例 平成18年3月20日条例第102号 (略) (賦課に対する<u>異議の申立て</u>) 第3条 前条の規定により賦課金の賦課を受けた者は、その賦課の算定に異議があるときは、その賦課を受けたことを知った日の翌日から起算して30日以内に町長に対して<u>異議を申し立て</u>ることができる。 2 町長は、前項の規定による<u>異議の申立て</u>を受けたときは、同項に規定する期間満了後<u>30日以内</u>にこれを<u>決定</u>しなければならない。 (略)